

**第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
宿泊施設基礎調査業務
公募型プロポーザル実施要領**

1. 趣 旨

この要領は、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会宿泊施設基礎調査業務に係る公募型プロポーザルの実施について、必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会宿泊施設基礎調査業務

(2) 業務内容

別紙「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会宿泊施設基礎調査業務仕様書」(以下「仕様書」という。)に記載のとおり

(3) 委託上限額

4,011,560 円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 12 月 26 日(金)

3. 応募資格要件

本業務の企画提案に参加する場合は、次の要件を全て備えていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、「営業種目 Q4③(調査分析業務)」または「営業種目 Q7④(旅行業)」に登録をしている者であること。
- (4) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (5) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (7) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び拘禁刑以上に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第 2 号に規定する暴力団でないこと。
- (9) 暴力団またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。
- (10) 上記(8)及び(9)並びにそれらの構成員(以下「暴力団等」という。)の利益となる活動(暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。)を行う法人等でないこと。
- (11) 役員等(法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつ

ては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと。

- (12) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係(相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。)を継続的に有している法人等でないこと。

4. スケジュール

- | | |
|---------------|--------------------------|
| ・ 質問受付期間 | 令和 7 年 6 月 23 日(月)正午必着 |
| ・ 質問に対する回答 | 令和 7 年 6 月 25 日(水) |
| ・ 参加申込書提出期限 | 令和 7 年 6 月 27 日(金)午後5時必着 |
| ・ 企画提案書提出期限 | 令和 7 年 7 月9日(水)午後5時必着 |
| ・ プレゼンテーション審査 | 令和 7 年 7 月 16 日(水)(※予定) |
| ・ 選定・非選定の通知 | 令和 7 年 7 月 18 日(金)(※予定) |
- (※予定:応募者多数の場合、変更することがある。)

5. 応募手続き等

(1) 事務局

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ奈良県準備委員会(以下「準備委員会」という。)

〒630-8501 奈良市登大路町 30

奈良県地域創造部国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室 競技式典係

TEL :0742-27-9863(直通) FAX :0742-23-7105

Mail :kokuspo@office.pref.nara.lg.jp

(2) 事前説明会

行わない。

(3) 質問の受付・回答

本業務に関する質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

① 受付期限

令和 7 年 6 月 23 日(月)正午まで

② 受付方法

質問書(様式1)に質問内容を記入し、5の(1)に示す事務局あてに、ファクシミリまたは電子メールにより提出し、電話にて質問書を送付した旨を連絡すること。なお、電子メールで提出する場合は、題名の最初に「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会 宿泊施設基礎調査業務事業者募集への質問」と明記すること。

電話など口頭による質問は受け付けない。

③ 回答方法

奈良県地域創造部国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室ホームページに掲載する。

※掲載予定日:令和 7 年 6 月 25日(水)

※質問者への個別の回答は行わない。また、公表の際、質問者名は明示しない。

(4) 参加申込書類の提出

企画提案への参加を希望する者は、指定する期日までに以下の書類を提出すること。

① 提出書類

(ア)参加申込書(様式2)

② 提出期限

令和 7 年 6 月 27 日(金)午後5時まで

③ 提出方法

5の(1)に示す事務局あてに持参または郵送により提出すること。

※持参の場合は、受付時間を平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

※郵送による場合は、配達証明付き書留郵便にて上記提出期日までに必着のこと。

(5) 企画提案書等の提出

企画提案に参加する者は、以下の企画提案書等を提出すること。

① 提出書類

提出書類	提出部数	様式
ア 企画提案書提出書	1 部	様式3
イ 企画提案書	5 部(正 1 部、副4部)	A4 版の任意様式
ウ 見積書	5 部(正 1 部、副4部)	A4 版の任意様式
エ 業務実施体制	5部(正 1 部、副4部)	A4 版の任意様式
オ 工程表	5 部(正 1 部、副4部)	A4版の任意様式(A3 折りたたみ可)

※企画提案の審査は事業者名を伏せて行うため、企画提案書の副4部は、事業者名を記載しないこと。また、事業者を特定できるロゴマーク、モチーフ、コーポレートカラー等の使用も不可とする。

※見積書は、仕様書に記載の業務内容ごとに内訳を記載すること。見積書の宛先は「第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会事務局長」とすること。

※工程表は、契約日(令和 7 年 7 月 18 日(金)(予定))を起算日とし、発注から納品に至るまでのスケジュールを明示すること。

② 企画提案に関する留意事項

企画提案書の作成にあたっては、仕様書の目的及び内容を踏まえ、次に掲げる項目を含めた内容とすること。

ア 本県の宿泊に係る課題等を明確に記載すること。

イ 大会関係者の利用に適した県外宿泊施設を選定する上での考え方、所在エリア及び施設数等を明確に記載すること。

ウ 調査票の回収率が上がる効果的な調査方法について、明確に記載すること。

エ 今後県準備委員会や会場地市町村が活用しやすくなる集計方法及び分析方法について、明確に記載すること。

オ 業務内容を実現するための人員配置など適正な実施体制、業務実施手順及び業務スケ

ジュールを明確に記載すること。

③ 提出期限

令和 7 年 7 月 9 日(水)午後5時まで

④ 提出方法

5の(1)に示す事務局あてに持参または郵送により提出すること。

※持参の場合は、受付時間を平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

※郵送による場合は、配達証明付き書留郵便にて上記提出期日までに必着のこと。

(6) 企画提案の無効

参加者が次のいずれかに該当する場合は、その者の提案は無効とする。

- ① 2の応募資格要件に定めた資格が備わっていないとき
- ② 企画提案募集に対して、2件以上の提案をしたとき
- ③ 企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき
- ④ 提案に関連して談合等の不正行為があったとき
- ⑤ 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- ⑥ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑦ 提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ⑧ そのほか不正な行為があったとき

(7) 辞退届の提出

参加申込書類を提出後、参加を辞退する者は、5の(1)に示す事務局へ電話連絡のうえ、令和 7 年 7 月 9 日(水)午後5時までに参加辞退届(様式4)を持参、郵送又はファクシミリにより、事務局あて提出すること。なお、ファクシミリで送付する場合、必ず電話にて送信した旨の連絡をすること。

6. 企画提案書等の審査及び結果の公表

(1) 審査は、令和7年7月16日(水)に行う予定。(応募者多数の場合は日程変更の可能性がある。なお、日時・詳細については企画提案参加表明書類の提出があった者に別途通知する。)

(2) 選定審査会の設置

「第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会プロポーザル選定審査会」(以下「選定審査会」という。)を設置し、受託者を選定する。選定審査会は、次の事務を所掌する。

- ① 企画提案書等の審査及び評価を行い、最適な受託者を選定する。
- ② その他プロポーザル方式の実施に必要な事務

(3) 審査基準

審査に当たっては、別記の評価項目、評価内容、配点により総合的に評価する。

(4) 審査方法

企画提案書等をもとにプレゼンテーション及び質疑応答を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行う場合がある。また追加資料等の提出は認めない。

(5) 最優秀提案者の選定

選定審査会において、あらかじめ定めた評価項目及び評価点に基づき、提出された企画提案書等により審査を行い、総合点が最も高かった者を最優秀提案者として選定する。ただし、総合点において満点の6割以上でなければならない。

また、企画提案者が1者の場合は、各委員の合計点数が6割以上で、かつ選定審査会の合議により認められた者については、当該提案者を最優秀提案者として選定することができる。

(6) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、受託事業者の選定後、速やかに企画提案者全員に書面で通知するとともに奈良県地域創造部国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室ホームページにて公表する。公表については、業務名、最優秀提案者、得点を掲載する。ただし、最優秀提案者以外の業者名は公表しない。

7. 契約に関する事項

(1) 前記6の(5)により最優秀提案者として選定された事業者が受託事業者の候補者となり、契約締結の協議を行うことになるが、協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合又は最優秀提案が取消しとなった場合には、その事業者との契約を行わず、次点の事業者と協議を行う。

(2) 企画提案において、修正すべき事項がある場合には、県と受託事業者との協議において内容を追加、変更又は削除を行うことがある。

(3) 契約締結の協議にて合意に達した後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

(4) 契約額は、提案された見積書を参考に、最優秀提案者との協議により実施する仕様等を確定した後に決定するものとし、契約に際しては再度見積書を提出させる場合がある。

(5) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(6) 企画提案書、その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。

(7) 受託事業者の候補者が契約の締結までに次の要件のいずれかに該当すると認められるときは、本業務に係る契約を締結しないものとする。また、契約締結後、契約の相手方が次の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。

(要件等)

① 役員等(法人にあっては非常勤の者を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

② 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき

③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三

- 者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき
 - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合において、準備委員会が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき
 - ⑧ この契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届けでなかったとき
- (8) 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則(昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号)に定めるところによる。

8. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要した経費は、参加者の負担とする。
- (2) 第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用しない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。また、提出した企画提案書を準備委員会に無断で他に使用することはできない。
- (4) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (5) 本プロポーザルの実施及び契約について、やむを得ない事情により停止、中止の措置を行う場合がある。
- (6) 受託者は、業務遂行にあたって事務局と綿密な情報交換を行うとともに、事務局の指示に従うこと。
- (7) 受託者は本業務についての秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (8) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (9) 本実施要領に定めのない事項については、事務局で定める。

(別記)

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
 宿泊施設基礎調査業務 企画提案評価基準

評価項目		評価内容	配点
①	業務理解度(10点)	・ 本業務の目的・内容を十分に理解した提案となっているか。	10
②	企画提案 (60点)	宿泊事情に対する理解度	10
		県外調査宿泊施設の選定	20
		調査方法	10
		調査結果の集計方法及び分析方法	20
③	業務遂行 能力 (20点)	実施体制	10
		業務工程	10
④	経費妥当性(10点)	・ 見積内容、積算根拠が提案内容と整合がとれ、適切な範囲内であるか。	10
合計			100